

<p>2 <u>イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。</u></p>	(新設)
<p>3 <u>ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。</u></p>	(新設)
<p>4 <u>イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。</u></p>	(新設)
<p>15の2 <u>通勤訓練加算</u> 800単位</p>	(新設)
<p><u>注 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	
<p>15の3 <u>在宅時生活支援サービス加算</u> 300単位</p>	(新設)
<p><u>注 指定就労移行支援事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	
<p>15の4 <u>社会生活支援特別加算</u> 480単位</p>	(新設)
<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	
<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	16 福祉・介護職員処遇改善加算
<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</u></p>	<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</u></p>

イ 送迎加算(I)	21単位
ロ 送迎加算(II)	10単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500単位
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)	250単位
注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
(1)・(2) (略)	
2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。	
3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。	
4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。	
14の2 在宅時生活支援サービス加算	300単位
注 指定就労継続支援A型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
14の3 社会生活支援特別加算	480単位

イ 送迎加算(I)	27単位
ロ 送迎加算(II)	13単位
注 (略)	
(新設)	
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位
(新設)	
(新設)	
注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
(1)・(2) (略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

イ	送迎加算(I)	21単位
ロ	送迎加算(II)	10単位
	<u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。 <u>2</u> <u>イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</u>	
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ	障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500単位
ロ	障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)	250単位
	<u>注1</u> （略） <u>2</u> <u>イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。</u> <u>3</u> <u>ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。</u> <u>4</u> <u>イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。</u>	
16	在宅時生活支援サービス加算	300単位
	<u>注</u> 指定就労継続支援B型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利	

イ	送迎加算(I)	27単位
ロ	送迎加算(II)	13単位
	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。 （新設）	
16	障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位
	（新設） （新設） <u>注</u> （略） （新設） （新設） （新設） （新設）	
	（新設）	

用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、
1日につき所定単位数を加算する。

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

（新設）

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）